

報告事項1（周知・報告）

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

標記について、次のとおり報告する。

令和5年3月28日

府立学校 校長・准校長 様

教育振興室長

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）

標記について、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。

については、4月1日以降の新学期の学校におけるマスクの取扱い等について、貴校教職員、児童生徒等に周知するとともに、適切に対応願います。

新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて別途の対応等についての指示や情報提供を行うことがありますので留意願います。

【文部科学省通知（概要）】

○学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。

⇒ただし、場面によっては児童生徒及び教職員についても着用が推奨される。

・登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合

・校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合

⇒学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。

⇒児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこと。

⇒マスク着用以外の咳エチケットを指導すること。

○効果的な換気の実施について

⇒基本的な感染対策は重要であり、「三つの密」の回避、「人と人の距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いするとされているところ。引き続き、効果的な換気の実施が求められる。

⇒具体的な換気の方法や考え方については、以下の通知等を参照すること。

・感染拡大防止のための効果的な換気について（令和4年7月14日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）

・新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための換気の徹底及びその効果的な実施について

（令和4年9月2日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）

○「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、別添に示すような一定の感染対策を講じることが望ましい。部活動等において同様の活動を実施する場合も同様。

※ 別添「『感染のリスクが比較的高い学習活動』の実施に当たっての感染対策」

○入学式等の実施について

⇒児童生徒、教職員、保護者、来賓等の参加者について、マスクの着用を求めないことを基本とする。

⇒斉唱や合唱、また、いわゆる「呼びかけ」を実施する際もマスクの着用は不要とし、一定の距離（体の中心から前方1m程度・左右50cm程度をめやすとした距離）を確保すること。

⇒保護者、来賓等については、着席を基本とし、肩が触れ合わない程度の距離を保ち、人数制限は必要ない。

⇒儀式的行事・体育的行事・文化的行事等において、感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮を行う必要はない。

○給食等の食事をとる場面における対策について

⇒一定の感染対策を講じ、「黙食」は必要ない。

※ 感染対策例）手指衛生、適切な換気、大声での会話を控える、向かい合わせとする際の一定の距離（1m程度）の確保

「問合せ先」 【児童生徒等の出席停止に関する事】 高等学校課 学事グループ 門野 ・ 笠松 【健康管理及び給食等に関する事】 保健体育課 保健・給食グループ 若松 ・ 松本 ・ 木場 【体育・運動部活動に関する事】 保健体育課 競技スポーツグループ 杉本 ・ 山本	【文化部活動・いじめに関する事】 高等学校課 生徒指導グループ 竹口 ・ 高階 【教育活動・学びの保障に関する事】 高等学校課 教務グループ 橋爪 ・ 松下 【障がいのある児童生徒等への対応に関する事】 高校教育改革課 教育改革推進グループ 新路 ・ 志村 支援教育課 学事・教務・支援グループ 森田 ・ 上田
--	---

各市町村教育委員会
学校教育指導主管課長 様
学校保健主管課長 様

大阪府教育庁
市町村教育室小中学校課長
教育振興室保健体育課長

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）

標記について、別添（写し）のとおり、令和 5 年 3 月 17 日付け 4 文科初第 2507 号にて文部科学省初等中等教育局長より通知がありました。

「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和 5 年 2 月 10 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を受け、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定が行われました。マスク着用の考え方の見直しについての基本的な考え方は、下記のとおりとなります。

つきましては、貴市町村所管学校園に周知願うとともに、4 月 1 日以降の新学期におけるマスクの取扱い等について適切に御対応いただくようお願いいたします。

なお、「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」については、今後見直しを図り改めてお示しする予定です。

また、入学式等の実施に当たっての留意事項については、別途お知らせします。

記

- 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
- ・ ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、着用が推奨されること。
- ・ 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこと。
- ・ 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、国通知の別添資料「『感染のリスクが比較的高い学習活動』の実施に当たっての感染症対策」を例として、一定の感染症対策を講じることが望ましいこと。これは、部活動等において同様の活動を実施する場合も同様であること。

【連絡先】

- 教育活動に関すること
小中学校課 学事グループ 06-6944-6886
- 保健指導・衛生管理に関すること
保健体育課 保健・給食グループ 06-6944-9365

「マスク着用の考え方を見直し等について」等を踏まえ、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定を行いましたので、その内容及び留意事項等についてお知らせします。



4 文科初第 2507 号
令和 5 年 3 月 17 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 1 2 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長
藤 原 章 夫

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方を見直し等について（通知）

「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（通知）」（令和 5 年 2 月 10 日付け 4 文科初第 2153 号文部科学省初等中等教育局長通知）においてお知らせしたとおり、「マスク着用の考え方を見直し等について」（令和 5 年 2 月 10 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においては、4 月 1 日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等とされているところです。

このたび、当該本部決定等も踏まえた上で、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定を行いました。主な改定の内容及びその留意事項等について、下記のとおりお知らせしますので、各教育委員会や学校等において、これらを踏まえた上で、新学期以降の学校におけるマスクの取扱い等について適切に御対応いただくようお願いいたします。

また、当該対策本部決定においては、学校に限らず、社会全体について、「感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。」等とされていますので、併せて御承知置きください。

なお、新型コロナウイルス感染症が、本年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に位置付けられる予定であることに伴い、今後、マスク着用以外の感染症対策についても見直しが行われるほか、文部科学省においても、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）等の改正を予定していますので、予め御承知置きください。

各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村長に対して、各指定都市・中核市市長におかれては所管の認定こども園に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれてはその管下の学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人理事長におかれてはその設置する学校に対して、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の専修学校高等課程に対して、周知されるようお願いいたします。

記

1. マスク着用の考え方の見直しについて

(1) 基本的な考え方

- 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
- ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、着用が推奨されること。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこと。
- 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、別添に示すような一定の感染症対策を講じることが望ましいこと。これは、部活動等において同様の活動を実施する場合も同様であること。

- 加えて、新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにすること。
- また、咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導すること。

(2) 入学式等の実施に当たっての留意事項

- 今後、各学校において実施が予定されている入学式等の儀式的行事においても、(1)で述べたように、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
- 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時には、体の中心から前方1 m程度・左右 50cm 程度を目安とした距離を確保すること。
- 来賓や保護者等については、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ないこと。運動会等の体育的行事や文化的行事についても同様に、保護者等の参加人数の制限は必要ないこと。
- また、儀式的行事や体育的行事、文化的行事等の学校行事については、感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮を行う必要はないこと。

2. 効果的な換気の実施について

- 「マスク着用の考え方の見直し等について」においては、「・・・基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いします。」とされているところであり、学校においても、引き続き、効果的な換気の実施が求められること。
- 具体的な換気の方法や考え方については、「感染拡大防止のための効果的な換気について」（令和4年7月14日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）や「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための換気の徹底及びその効果的な実施について」（令和4年9月2日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）等を参照すること。
- 換気を目安としてCO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測することも有効であること。この点、学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）では、1,500ppmを基準とされているが、新型コロナウイルス感染症対策分科会提言「感染拡大防止のための効果的な換気について」では、学校についても、「気候等に応じて、・・・出来る限り1,000ppm相当の換気等に取り組むことが望ましい。」とされていることから、これらも踏まえた上で、効果的な換気に取り組むこと。

- 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータや HEPA フィルタ付き空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保すること。

3. 給食等の食事をする場面における対策について

- 給食等の食事をする場面においては、引き続き、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意すること。
- その上で、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒の間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ないこと。

【資料】

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023. 4. 1Ver 9）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

以上

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課

03-5253-4111（内 2918）

「感染のリスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっての感染症対策**【各教科等共通】****「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」**

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること

「一斉に大きな声で話す活動」

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 近距離で向かい合っただけの発声は控えること

【理科】**「児童生徒がグループで行う実験や観察」**

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること
- ・ 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保すること

【音楽】**「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」**

- ・ 教室の構造や周囲の状況も踏まえた上で、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 体の中心から前方1 m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保し、原則、向かい合っただけの歌唱は控えること

【図画工作、美術、工芸】

「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること
- ・ 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保すること

【家庭、技術・家庭】

「児童生徒がグループで行う調理実習」

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること
- ・ 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保すること
- ・ 試食の際は、大声での会話は控える、座席を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の座席間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じること

【体育、保健体育】

「組み合ったり接触したりする運動」

- ・ 屋内で実施する場合には、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 大声での発声は控えること
- ・ 見学や休憩時等には、触れ合わない程度の距離を確保し、大声での会話や発声は控えること

府立学校における新型コロナウイルスへの感染による臨時休業の状況

（前回報告分（令和5年2月5日時点）以降、3月5日時点まで）

学校名	臨時休業期間	感染の状況（※1）
生野工業高等学校	2月7日（火）～2月9日（木）：学級閉鎖（1）	生徒1名
今宮工科高等学校（全日制）	2月8日（水）～2月10日（金）：学級閉鎖（1）	生徒6名

（※1）「感染の状況」は感染者を確認し臨時休業を実施もしくは延長を行った日の状況

	令和2年度計 （※2）	令和3年度計	令和4年度												令和2年度～令和4 年度（3月5日時点） の合計		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		合計	
臨時休業した学校数	225校	941校	2校	15校	8校	32校	2校	29校	16校	30校	21校	8校	2校	0校	165校	1,331校	
幼児児童生徒	281名	1,637名	15名	70名	48名	201名	7名	169名	71名	166名	102名	28名	7名	0名	884名	2,802名	
臨時休業に伴う 陽性者数計																	
教職員	38名	147名	3名	7名	8名	6名	0名	8名	9名	9名	7名	0名	0名	0名	57名	242名	
その他	2名	5名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	7名	
計	321名	1,789名	18名	77名	56名	207名	7名	177名	80名	175名	109名	28名	7名	0名	941名	3,051名	
陽性者報告実数（※3）	652名	12,791名	1,996名	1,974名	1,096名	6,656名	6,232名	3,451名	1,604名	2,912名	3,363名	2,625名	514名	9名	32,432名	45,875名	

（※2） 令和2年度の数値は令和2年6月1日からの集計分

（※3） 臨時休業した学校以外の幼児児童生徒、教職員、その他の陽性者も含めた合計数

市町村立学校での臨時休業及び陽性者の状況について

（令和4年度 2月）

小学校	令和3年度計	令和4年度												令和3年度～令和4 年度（2月末時点） の合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計	
学校閉鎖（のべ学校数）	440校	2校	0校	0校	7校	0校	1校	1校	0校	6校	0校	0校	17校	457校
学年閉鎖（のべ学年数）	664学年	8学年	16学年	7学年	57学年	9学年	24学年	6学年	24学年	17学年	7学年	11学年	186学年	850学年
学級閉鎖（のべ学級数）	2,730学級	35学級	63学級	54学級	306学級	12学級	185学級	62学級	122学級	159学級	114学級	85学級	1,197学級	3,927学級
児童陽性者報告数（※）	36,581名	4,083名	4,051名	1,972名	11,266名	10,146名	8,532名	3,562名	4,939名	7,247名	5,603名	1,775名	63,176名	99,757名

中学校	令和3年度計	令和4年度												令和3年度～令和4 年度（2月末時点） の合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計	
学校閉鎖（のべ学校数）	261校	0校	1校	0校	3校	0校	0校	0校	1校	4校	0校	0校	9校	270校
学年閉鎖（のべ学年数）	276学年	6学年	8学年	3学年	26学年	0学年	10学年	3学年	4学年	8学年	1学年	0学年	69学年	345学年
学級閉鎖（のべ学級数）	829学級	8学級	18学級	18学級	136学級	7学級	60学級	19学級	34学級	45学級	13学級	4学級	362学級	1,191学級
生徒陽性者報告数（※）	12,526名	1,340名	1,469名	788名	6,651名	4,756名	3,165名	1,670名	1,995名	3,275名	2,193名	522名	27,824名	40,350名

（※） 大阪市、堺市を除く、41市町村の状況

なお、児童生徒陽性者報告数については、大東市が令和4年9月より、東大阪市が同年10月より全数把握を中止

（※） 義務教育学校については、前期課程は小学校に、後期課程は中学校に含む。